

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○

処 分 庁 龍ヶ崎市長 中山 一生

審査請求人○○○○（以下「審査請求人」という。）が平成29年7月5日付けで提起した処分庁が行った平成29年度固定資産税及び都市計画税賦課決定処分についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 処分庁龍ヶ崎市長（以下「処分庁」という。）は、地方税法（昭和25年法律第226号）第382条第2項の規定による平成28年9月14日付け受付番号第○○○号の水戸地方法務局龍ヶ崎支局の文書により、龍ヶ崎市○○○○○○○○の土地及び家屋（以下「本件土地等」という。）について、平成28年5月14日に所有権者○○○○の死亡による相続を原因として、審査請求人及び○○○○に持分をそれぞれ2分の1として所有権移転登記の通知を受け、同条第3項の規定により固定資産税課税台帳に記録した。
- 2 処分庁は、前述の台帳の記録及び平成28年11月1日付け水戸地方法務局龍ヶ崎支局が発行した登記事項全部事項証明書に基づき、固定資産税及び都市計画税の賦課期日である平成29年1月1日（以下「本件賦課期日」という。）における本件土地等の所有者が審査請求人及び○○○○のものであることを確認した。
- 3 平成29年4月7日付けで、処分庁は、本件土地等に係る平成29年度分の固定資産税及び都市計画税の賦課処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けで審査請求人に通知し、審査請求人は、同月12日に通知を受領した。
- 4 審査請求人は、平成29年7月5日付けで、龍ヶ崎市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 審査請求人の主張は、本件土地等は、平成28年5月14日に所有権者○○○○の死亡によって相続が発生したが、水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部に相続放棄をする旨

を届け出て、同年8月4日に受理をされていることから、審査請求人に本件土地等の所有権が移転されるはずがなく、本件賦課期日に審査請求人に対し、平成29年度の固定資産税及び都市計画税は、賦課されることはなく、また、処分庁が課税の根拠として挙げる第三者の代位請求による本件土地等の所有権移転登記については、相続放棄後に相続登記がなされていることから、これを錯誤として更正すべきであるとして現在関係機関と調整中であり、当該相続登記は校正され、又は抹消されるべきであり、以上のことから、本件処分は取り消されるべきであるというものである。

- (2) また、本件処分に係る固定資産税・都市計画税納税通知書には、所有者氏名が〇〇〇他1名となっており、審査請求人のほか1名が共有するのであるから、審査請求人にのみ当該固定資産税及び都市計画税の全額が賦課されるはずがなく、また、本件土地等に係る審査請求人と他の共有名義人との関係性等を捨象した賦課は理解できない、と主張する。

2 処分庁の主張

- (1) 処分庁の主張は、固定資産税は、地方税法第343条及び第359条の規定により、課税の基準日を当該年度の初日の属する1月1日とし、同日に登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されているものに賦課するものであり、それは、土地の所有権を有する者であるか否かにかかわらずのものであり、また、相続放棄をしたとしても、同日現在において、登記簿上所有者となっている場合は、当該登記簿上の所有者が納税義務者であるというものである。さらに、当該主張は、最高裁判例（昭和28年（オ）第616号。以下「昭和28年最高裁判例」という。）や横浜地裁判例（平成11年（行ウ）第42号。以下「平成11年横浜地裁判例」という。）においても同趣旨の判示がなされており適法である、というものである。
- (2) また、納税の告知については、地方税法第10条及び第10条の2の規定により、共有物に対する徴収金については、納税者が連帯して納付する義務を規定しており、民法（明治29年法律第89号）第434条の規定を準用し、連帯して納付する義務を負う者のうち1人に納税の告知をすれば足りる旨規定していることから、審査請求人にのみ告知することに違法・不当な点はない、と主張する。

理 由

1 本件審査請求に係る法令等の規定について

- (1) 地方税法第343条第1項は、固定資産の所有者に固定資産税を課する旨を規定している。ここにおいて、所有者とは、同条第2項前段において、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいうと規定されている（同法第702条第1項及び第2項の規定により、都市計画税についても同様とされている。）。これをいわゆる「台帳課税主義」という。
- (2) 地方税法第359条は、固定資産税について、当該年度の初日の属する年の1月

1日を賦課期日（固定資産税に関する課税客体，納税義務者，非課税の範囲，課税標準等の課税要件が確定される基準となる日）とすることを規定している（同法第702条の6の規定により，都市計画税についても同様とされている。）。

- (3) (1)でいう台帳課税主義の例外として，地方税法第343条第2項後段において，所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき，若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき，又は所有者として登記されている同法第358条第1項の者（国並びに都道府県，市町村，特別区，これらの組合，財産区及び合併特例区）が同日前に所有者でなくなっているときは，現に所有している者を所有者とすることを規定している。
- (4) 民法第434条は，連帯債務者の1人に対する履行の請求は，他の連帯債務者に対しても，その効力を生ずることを規定している。
- (5) 民法第939条は，相続の放棄をした者は，その相続に関しては，初めから相続人とならなかったものとみなすことを規定している。

2 本件処分について

- (1) 上記法令等に基づき，本件審査請求について検討する。まず，本件土地等に係る固定資産税及び都市計画税の納税義務者についてである。

審査請求人は，平成28年5月14日の〇〇〇〇の死亡により発生した本件土地等の相続について，同年8月4日に相続放棄をする旨水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部に申し出ていることについては，審査請求人及び処分庁共に争いが無いところではある。しかしながら，審査請求人は，本件土地等については，民法第939条の規定及び最高裁判例（昭和42年1月20日判決。以下「昭和42年最高裁判例」という。）に基づき，相続放棄をしているのだから本件土地等に係る所有権が移転されるはずがないと主張する。

確かに，審査請求人が主張するとおり，昭和42年最高裁判例は，民法第177条との関係性において，不動産の所有権の第三者への対抗は登記無くして対抗できないとされているところ，相続放棄は，その登記無くして所有権の第三者への対抗ができ，相続開始時に遡って有効とされる旨判示しているものであり，その点においては審査請求人の主張に誤りがあるというわけではない。

しかし一方で，処分庁から提出された平成29年7月18日付けの水戸地方法務局龍ヶ崎支局から交付された本件土地等に係る登記全部事項証明書によると，平成28年5月14日付けの相続を原因とし，本件土地等が審査請求人及び〇〇〇〇の共有により所有権の登記がされていることは明らかであり，本件賦課期日においても同様の状況である。

地方税法では，固定資産税及び都市計画税の賦課処分を行うに際しては，全ての固定資産についてその真の所有者を逐一正確に把握することが困難であることに鑑み，課税上の技術的考慮から，台帳課税主義を採用しているものと解されている（同法第343条第2項前段）。これは，本件賦課期日現在における登記簿上の所有者が真の所有者でないことが明らかであったとしても，形式的に所有者を判断し，その納税義務を負わせるものであるといえる（昭和28年最高裁判例及び平成11年横

浜地裁判例)。これら地方税法及び判例の趣旨を鑑みると、民法の規定による実質的な所有権と地方税法における所有者とでは意義が異なるものであるといえる。

以上のことから、審査請求人は、前述のとおり本件賦課期日現在において、本件土地等に係る所有権の登記がなされ、課税台帳に登録されており、また、同項後段に定める台帳課税主義の例外にも該当しないことから、審査請求人が地方税法第343条第2項前段に規定する本件土地等に係る所有者であることは明らかであり、固定資産税及び都市計画税の納税義務者であると判断せざるを得ない。

したがって、本件処分については、法令等の規定及びその解釈に従い、適正になされたものであり、何ら違法不当な点は存在しない。

- (2) 続いて、共有名義の場合の課税通知書の送付先については、検討を加えるところではあるが、審査請求人が提出した平成29年8月20日付け反論書において、当該主張については争わない旨の記載があることから、当該部分については、棄却されるべきであると判断する。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年11月17日

審査庁

龍ヶ崎市長 中山 一生

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、龍ヶ崎市を被告として（訴訟において龍ヶ崎市を代表する者は、龍ヶ崎市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、龍ヶ崎市を被告として（訴訟において龍ヶ崎市を代表する者は、龍ヶ崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。